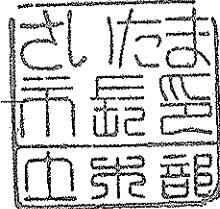




建土道計第 386 号  
平成19年5月14日

国土交通省道路局長 様

さいたま市長 相川 宗



中期的な計画の作成にあたっての意見について（回答）

平成19年4月2日付け国道企第114号で、ご依頼のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

平成 19 年 5 月 14 日

## 中期的な計画の作成にあたっての意見

本市は、首都東京に隣接し新幹線 5 路線などに代表される交通の要衝として、また、さいたま新都心を中心とした高次都市機能の集積、さらには見沼田圃の広大な緑など、多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市としての高いポテンシャルを生かし、世界の人々が集う、「開かれた国際都市」の実現を目指しまちづくりに取組んでおります。

都市基盤の整備は、次代を見据えた安全で安心して利用できる質の高い道路基盤をつくることが、市民の日常生活や都市活動を支える最も基礎的な基盤であり、又、地域の活性化を図るうえでも道路網の体系的な整備をより効率的かつ効果的に進めていくことが喫緊の課題であります。

しかしながら、本市域においては、高速道路ネットワークをはじめとする広域幹線道路の整備が不十分であることから慢性的な交通渋滞が発生しており、都市の活力を低下させ、多額の経済損失や環境負荷の増大を引き起こしている状況にあります。

こうした課題を解決するためには、首都圏の広域的な連携を強化する圏央道までの首都高速道路・高速埼玉中央道路の延伸による高速ネットワークの整備促進を図り、又、一体となって効果を発揮する幹線道路の整備が必要不可欠であります。

また、市民の日常生活に密着した生活道路は、防災性の向上や快適な居住環境の形成の観点からも重要性が増しており、整備に当たっては、歩行者や自転車など、だれもが安全で快適に利用できる道路空間づくりを進めることが必要であります。

今後とも、本市の総合振興計画である「さいたま希望のまちプラン」における、「さいたまらしさを生み出す都市づくり」の実現へ向け、都市の骨格形成、円滑な都市活動のための基幹的な都市基盤となる道路整備を、人と環境に配慮しつつ重点的かつ計画的に進めることとしております。

### ○重点化を進める上で特に優先度の高い政策

#### 1. 道路交通の円滑化を図るための体系的な道路網の構築

- (1) 広域交流を支える自動車専用道路や東西南北の骨格軸となる幹線道路の整備。
- (2) 合併による市域拡大後の都心間及び地域間の連携と活発な地域交流に資する道路網の形成。
- (3) 中心市街地における交通渋滞を緩和・解消する環状道路、バイパス等の整備。
- (4) 中心市街地の活性化や市街地開発事業等を促進するための道路網の着実な整備推進。

#### 2. 安全、安心なみちづくり

- (1) 駅、公共公益施設等へ誰もが安心して移動できる道路のバリアフリー化の推進。
- (2) 道路の緑化、電線類の地中化など、歩行者空間、コミュニティ空間、防災空間としてのゆとりと潤いのある道路空間の創出。

## ○効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

### 1. 事業効果の早期発現

(1) 都市計画道路整備プログラムにより事業の一層の透明性と客観性を確保するとともに、新たな技術を活用した計画や工程の見直しなど、より一層のコスト縮減とスピードアップに努める。

また、土地収用制度の適切な活用を通じ、投資効果の早期発現に向けた事業評価や進行管理を徹底する。

### 2. 既存道路ストックの再配分による道路空間の有効活用

(1) 環状道路、特にバイパス整備に伴い交通量が転換される旧道について、歩行者にやさしい道路空間の再配分と再整備。

## ○その他、道路政策や道路の整備・管理全般に関する意見

### 1. 首都高速道路の対距離料金制への移行について

首都高速道路は、さいたま新都心と首都東京が直結し利便性の向上、産業経済交流の基幹を担うとともに、市内の一般道路の渋滞が緩和されるなど、本市の発展に大きく寄与する重要な路線である。

よって、平成20年度から導入される対距離料金制の適用にあたっては、社会経済情勢、ETCの普及状況等を勘案し、長距離利用者の負担軽減が図られるよう、割引料金の設定、料金圏の一元化、環状利用の促進等について十分検討するよう強く望むものです。

### 2. 財源確保と適正配分

本市は、合併政令市移行後、多様化する市民ニーズへの対応や質の高いサービスが求められている状況にあります。

その中でも、最も基本的な施設である道路基盤の整備については、都市計画道路の整備率が約43%（H19.3.31現在）と他の政令市と比べても低い水準であり、多車線道路の不足による慢性的な交通渋滞箇所や歩道整備が不十分な危険箇所を改善、解消し、良好な日常生活と都市の発展には道路整備が必要不可欠である。

また、政令市移行に伴い移譲された道路施設の老朽化対策や橋梁の耐震補強等の維持管理の増加も見込まれることから、今後とも市民の主体的な都市活動を支援し、実現していくためには、都市基盤の基礎となる道路整備に必要な財源の確保と、安定した配分を望むものである。